

※新聞記事のレイアウトを変更しております。

【質問】 今回の診療報酬改定について教えてください。

(65歳、男性)

新年度の診療報酬改定

【回答】 診療報酬とは、

患者さんが保険証を提示して医療サービスを受ける際の公定価格です。診療報酬に基づき、患者さんの自己負担分をのぞいた額が、保険制度から医療機関に支払われます。医療の進歩や世の中の経済状況に応じて、2年ごとに改定されます。

政府が決めた改定率を基に、厚生労働相の諮問機関である中央社会保険医療協議会で個々の医療サービスの内容を審議し、結果に基づいて厚労相が決定します。

全体の支払いは引き下げ

2020年度は改定の年に当たり、4月1日から新しい診療報酬が適用されます。

今回は、医師の技術料や人件費などに当たる「診療本体部分」が0.55%引き上げとなり、うち0.08%が「救急病院における勤務医の働き方改革への

02%引き下げられ、全体では0.46%のマイナス改定となりました。

おおよっぱにいうと、医療機関の窓口で払う料金は少し上がるものの、薬局での料金が下がるため、全体で支払う料金も少し下がるということです。ただし初診料、再診料は変更がない



「特例的な対応」としています。「薬価」は0.99%、「医療材料価格」は0.

ため、医療の内容によっては、窓口で支払う料金が今までと変わらない場合もあります。

改定に当たって(1)健康寿命の延伸、人生100年時代に向けた全世代型社会保障の実現(2)身近な医療の実現(3)どこに住んでいても、

救急医の働き方改革に対応

適切な医療を安心して受けられる社会の実現、働き方改革の推進(4)社会保障制度の安定性・持続可能性の確保、経済・財政との調和が行われました。

地域医療を堅持していくためには、医療関係者の働きやすい環境づくりと、医

療機関の経営の安定化を図ることは不可欠です。今回新たに、働き方改革への明確な対応が示されました。また、かかりつけ医の重要性が認識され、大病院への患者集中を避けるため、紹介状なしで大病院を受診した患者さんから追加料金を取る制度を拡大しました。

地域ごとの病院機能を見直し、入院から在宅まで担うようにする「地域包括ケア」の実現は、超高齢社会に対応する上で最重要課題です。推進に向けて、医療機能の分化・強化と連携を進め、地域の医療資源を有効活用するための配分も行われています。

国民皆保険制度を維持するため、今回の基本方針にご理解をお願いします。

(県医師会)

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。